

【拡幅整備の申請について】

☆注意事項

- 1 拡幅整備の申請書は、**建築確認済証交付後に提出してください（足場解体1ヶ月前までに提出）**
- 2 申請の際、**必要な関係書類がすべて揃わなければ、受付できません。**
- 3 公道（区道、管理通路、認定外道路、水路等）の場合は、別途土木管理課台帳係へ、寄付または無償使用承諾書の提出をしてください。
（認定外道路、水路については、寄付のみの対応となります。）

☆確認事項

- 1 北区の**年度予算が上限に達した場合、次年度以降の工事になります。また、年度内に拡幅整備できないことがあります。**
外構工事前に拡幅整備できないことがあります。
- 2 助成金の申請については、下段を確認してください。

| 【拡幅整備の申請書一式】チェックリスト | | ☑ |
|---------------------|---|--------------------------|
| ① | 工事申請書（第1号様式） | <input type="checkbox"/> |
| ② | 承諾書（第1-2号様式）【土地所有者が複数いる場合】 | <input type="checkbox"/> |
| ③ | 承諾書（第2号様式）【隣接地+私道の承諾書】 | <input type="checkbox"/> |
| ④ | 申告書（第3号様式） | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ | 公図の写し | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ | 土地の登記事項証明書または要約書の写し 【土地所有者・承諾者が確認できるもの】 | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ | 案内図・配置図 【A3サイズ】 【図面上に整備申請範囲及び後退位置のポイントを明示】 | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ | 現地写真 【整備場所の状況がわかるもの。1道路につき2方向以上】 | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ | 法人の登記事項証明書の写し 【申請者が法人の場合、中小企業基本法第2条に規定する企業】 | <input type="checkbox"/> |

※申請前にチェックリストにて確認をお願いします。
 ※上記関係書類をクリアファイルにまとめ提出してください。
 ※公道の場合は、別途土木管理課台帳係へ、寄付または無償使用承諾書の提出をしてください。
 （認定外道路、水路については、寄付のみの対応となります。）

【申請後の現地立会いについて】

☆注意事項

- 1 **足場解体の2～3週間前を目安にお電話ください。**
拡幅整備前に必ず現地立会いを実施し、以下の確認をします。
- 2 不足書類は、原則現地立会い時まで提出してください。

☆確認事項

- 1 **後退位置の明示**を現地立会いまでに行ってください。
（折れ点も含めてすべて明示）
後退位置について、現地で説明を求めます。
- 2 後退部分にある**地表面にみえる支障物**（境界プレート・杭・鉋・メーターBOX・宅内柵・CB塀・土間コンクリート等）及び**地盤面から約60cm以内にガス・上下水道・その他の地中埋設物**（塀基礎等）など、**拡幅整備工事に支障となるものがないことを確認**してください。

※現地立会い時に上記項目に関し問題が判明した場合には、**申請者側により是正されるまで、拡幅整備は実施できません。**

助成金の申請がある場合

【助成金の申請について】

☆助成金の対象となるもの

- ① 拡幅整備の障害になる、道路沿いの門・塀等を撤去する場合【5千円/m】
※他の事業で助成金及び補助金をもらっていない場合に限る
- ② 東京都建築安全条例によるすみ切り【12万円/1か所】
※区ですみ切りをすべて整備した場合に限る
- ③ 私道の電柱の移設費用【上限100万円/1本】
※狭あい道路等整備事業の申請をした場合に限る
助成金申請年度内に工事完了予定の場合に限る

☆注意事項

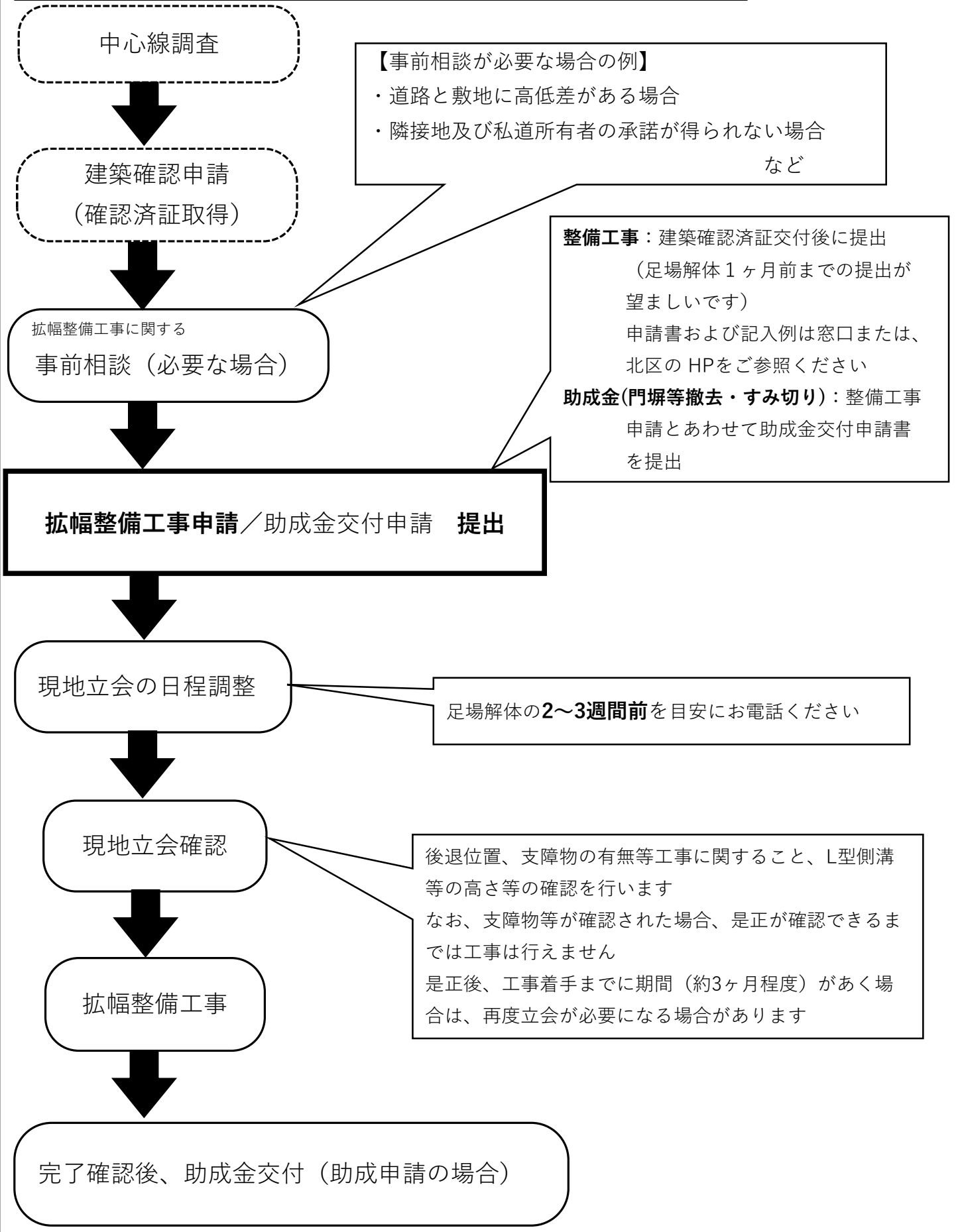
- 1 助成金（門・塀等を撤去、及び、すみ切りの場合）の申請書は、**拡幅整備の申請にあわせて提出してください。**
- 2 **日付は、全て記入しないでください。**
- 3 捺印をされる場合は、**全て同じ印影としてください。**
認印で結構です。
（シャチハタはNG）
- 4 支払金口座振替依頼書の振込口座名義は、申請者ご本人もしくは受領の委任を受けた方の口座を記入してください。

| 【助成金(門、塀等の撤去・すみ切り整備)の申請書一式】チェックリスト | | ☑ |
|------------------------------------|--|--------------------------|
| ① | 助成金(門、塀等の撤去・すみ切り整備)交付申請書(第9-1号様式) | <input type="checkbox"/> |
| ② | 支払金口座振替依頼書 【申請者ご本人もしくは受領の委任を受けた方の口座を記入してください】 | <input type="checkbox"/> |
| ③ | 受領委任状(第10号様式) 【申請者と受領者が異なる場合のみ】 | <input type="checkbox"/> |
| ④ | 助成金対象の門・塀等の位置及び延長が確認できる図面【現況測量図等】 | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ | 助成金対象の門・塀等がわかる撤去前・後の写真 | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ | 助成金対象のすみ切りが確認できる配置図等の図面 | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ | 助成金交付請求書(第12号様式) | <input type="checkbox"/> |

※申請前にチェックリストにて確認をお願いします。

| 【助成金(電柱の移設)の申請書一式】チェックリスト | | ☑ |
|----------------------------|--|--------------------------|
| ① | 助成対象(電柱の移設)承認申請書(第5号様式) | <input type="checkbox"/> |
| ② | 助成対象の電柱の位置(移設前・後)が確認できる図面【現況測量図等】 | <input type="checkbox"/> |
| ③ | 助成対象の電柱の移設費用の内訳がわかる見積書等の写し | <input type="checkbox"/> |
| ④ | 助成金対象の電柱の移設前の写真 | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ | 関係権利者等の理解及び了承が得られたことが分かる書類【電柱管理者への提出書類の写し等】 | <input type="checkbox"/> |
| 以下は移設工事着手後に提出が必要な書類 | | |
| ⑥ | 工事内容変更承認申請書(第7号様式) 【変更のある場合】 | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ | 助成金(電柱の移設)交付申請書兼完了届(第9-2号様式) | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ | 支払金口座振替依頼書 【申請者ご本人もしくは受領の委任を受けた方の口座を記入してください】 | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ | 受領委任状(第10号様式) 【申請者と受領者が異なる場合のみ】 | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ | 助成金対象の電柱の移設後の写真 | <input type="checkbox"/> |
| ⑪ | 助成金対象の電柱の移設費用の内訳がわかる請求書の写し | <input type="checkbox"/> |
| ⑫ | 助成金交付請求書(第12号様式) | <input type="checkbox"/> |

手続きの流れ（電柱移設助成金の手続きの流れについては右を参照）



助成金（電柱の移設）に関する注意事項

1.電柱管理者への申請について

1.東京電力

設備改修（電柱移設等）のWEB受付サービス

サービス概要
電柱・設備改修工事等を行うパソコン・スマートフォン等からWeb受付サービスが利用できます。工事現場の入力作業はスマートフォンから行うことが可能です。また、工事現場から申請することも可能です。

※1 記入事項
WEB申込みの際、申込み理由詳細欄に下記事項を記載をしてください

- 北区補助案件
- 事前相談番号(R●-●●●)
- 助成金優先（100万円に極力抑える）
もしくは
希望位置優先（100万を超えた額は自己負担を行う）

2.NTT

電柱・ケーブル移転のWEB受付システム

システムの特長
パソコン・タブレット・スマートフォンから申請可能
地図上で設備指定・工事範囲指定が可能

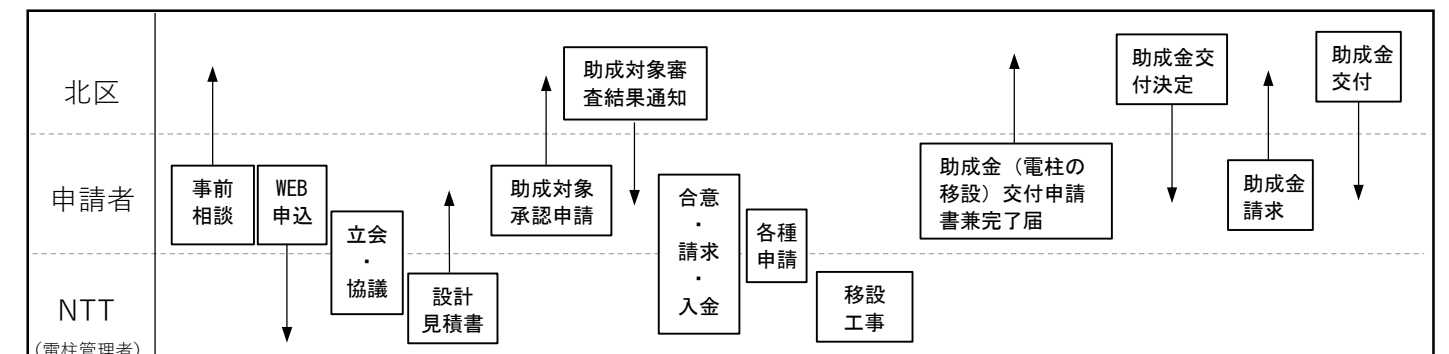
※1 記入事項
WEB申込みの際、申込み理由詳細欄に下記事項を記載をしてください

- 北区補助案件
- 事前相談番号(R●-●●●)
- 助成金優先（100万円に極力抑える）
もしくは
希望位置優先（100万を超えた額は自己負担を行う）

【NTT柱に関する注意事項】

- ※1 WEB申込みの際、申込み理由詳細欄への入力が必要となります。（上記※1参照）
- ※2 移設位置は原則、自敷地側への移動と横方向等への移設をご希望の場合、工事費用が助成上限額を超えた額については、自己負担が発生します。

2.電柱移設助成金の手続きの流れ（例：NTT柱の場合）



【問い合わせ先】

東京都北区都市整備部建築課細街路整備係
（第一庁舎7階）
住所：北区王子本町1-15-22
TEL：03-3908-9194（直通）
FAX：03-3908-9116